

宮城県古川高等学校 部活動指導方針

1 本校における部活動の意義

部活動には、同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで人間性や社会性を磨くことができる等の教育的意義が大きい。

2 年間計画の作成

年度初めに、各部において下記の3から6に留意し年間計画を作成する。

ただし、年間を通して様々な大会があり、高等学校総合体育大会や新人大会、東北大会・全国大会、各種コンクールなど目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要であり、下記の基準だけでは生徒・保護者のニーズに応えられない現状がある。

したがって、このような時期は「ハイシーズン」として活動日や活動時間を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めることが大切である。

その際には、恒常的にハイシーズンとならないように、年間を通してバランスの取れた計画となるよう留意する。

3 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とすることを原則とする。

週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることを原則とする。

4 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

5 1日の活動時間

校内での活動時間については、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

6 朝練習

朝練習については、原則禁止とする。

ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとするが、その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。

7 保護者の理解と協力

部活動の意義や学校としての考え、顧問としての指導に関する基本方針を明確にする。

練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

部活動中に怪我等が発生したら、速やかに保護者に連絡し状況説明を行う。

(附則) 1 この部活動指導方針は平成31年1月22日より運用する。